

公益社団法人福島県栄養士会 旅費規程

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本規程は、役員、職員並びにこれに準ずる者が会務のために出張する場合に支給する旅費について定めるものである。

(出張の定義)

第2条 出張とは、会長の命令によって所定の地に旅行する場合をいい、会長の命令により所定の任地に赴くことをいう。

(準用規定)

第3条 この規程は、次の各号に掲げる場合にこれを準用する。

- 一 会務以外の出張で、会長が会務に準ずる取扱をする場合
- 二 退職者が事務引継又は残務整理のため旅行する場合

(旅費の種類)

第4条 旅費は、交通費、宿泊料とする。

(順路の原則)

第5条 旅費は、安価な順路により計算する。但し、用務の都合又は天災その他やむを得ない理由により、順路によることができない時には、実際に通過した経路による。

- 2 ここにいう順路とは、出発点より目的地に達する安価な道順をいう。
- 3 出発点及び帰着点は、原則として在勤地（施設所在地またはその最寄駅）とする。
- 4 自家用車の場合は、1 Km 25 円とする。
- 5 自家用車に同乗の場合は、支払わない

第 2 章 出張の手続き

(出張伺いの提出)

第6条 出張する者は、事務局備付けの出張命令簿に所定の事項を記入捺印し、会長の承認を得なければならない。

- 2 宿泊料を必要としない出張は、出張命令簿によらず口頭の命令によって代えることができる。

(出張期間の変更承認)

第7条 出張中、業務の都合によりやむを得ず出張期間延長の必要が生じた場合は、事前に連絡して承認を得、帰任後出張命令簿に変更事項を朱書きし、会長に提出する。

(出張報告)

第8条 出張者が帰任した時は、所定の様式により文書をもって復命するものとする。

第 3 章 出張費

(遠地出張)

第9条 遠地のため、宿泊を伴う出張を命ぜられた者に対しては、別表第1による旅費を支給する。

(附近地出張)

第10条 附近地（県内）に出張を命ぜられた者に対しては、別表第2による旅費を支給する。

(随行者の費用)

第11条 本規程に定める以外の者と同行する場合には、会長の承認を得て旅費を支給することがある。

(出張中事故による滞在)

第12条 出張中傷病その他やむを得ない事由により所定期間を超えて滞在を必要とする場合は、本規程による旅費を支給する。但し、傷病の場合において、健康保険法その他の法令により傷病手当金、療養補償費などの給付を受けることができる場合には、旅費の一部又は全部を支給しないことがある。

(旅費の制限)

第13条 旅行に要する費用又は現物の一部を本会以外から支給される場合には、それに相当する旅費の一部又は全部を控除して支給するものとする。

(雑 費)

第14条 出張中業務に関し要した通信費等旅費以外の支出をした時は、その実費を支給する。この場合、帰任後証拠書類を添付のうえ事由を記して承認を得なければならない。

第 4 章 雜則

(委託事業の旅費)

第15条 委託事業に関する用務で旅行する場合の旅費は、委託事業の経費内容が明記されていない場合のみ地方公務員等の旅費に関する法律を準用する。

(規定の変更)

第16条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

別表第1 宿泊料（一夜に付き）

県 外	10,900 円	県 内	9,800 円
-----	----------	-----	---------

1. 旅行日数は、出発及び帰任の日を含め、会務のために要した日数による。
2. 出張場所が最寄駅から離れており、支給旅費以上に旅費を支払った場合は、路程を示して請求し、支払いを受けることができる。

* 旅費申請書に領収書を添付してください。領収書がない場合、申請額から 10.21% の

源泉徴収をいたします。

*宿泊場所として、宿泊料を要しない知人等の居宅等を利用したとき、この宿泊にかかる費用は5,000円とします。

3. 朝6時以前に出発点を出なければならない時、又は、夜11時以降に帰着点に着く場合には、必要に応じて前泊又は当日泊を支給する。
4. 車賃（タクシー及びハイヤー）は、次の各号に該当する場合のみ支給する。
 - ① 重量物を運搬するとき
 - ② 降雨等悪天候のとき
 - ③ 客を同伴するとき
 - ④ 他に交通機関がないとき
 - ⑤ 体に異常のあるとき
 - ⑥ 緊急を要するとき
 - ⑦ 金券その他貴重品を携行するとき
 - ⑧ その他前各号に準ずるとき
5. 用務の都合上、緊急やむを得ない場合、又は特別の理由がある場合は、航空機を利用することができる。
6. 宿泊場所を設置した場合の宿泊料は本表によらない。

別表第2 附近地（県内）

地域別および範囲	支給額
1. 県内	役職員とも交通費実費

附 則

この規程は、公益社団法人福島県栄養士会の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成26年6月28日より施行する。

この規程は、令和3年7月31日より施行する。